

朝来市地域コミュニティの在り方懇話会
第4回支援体制WG議事録

資料2

日 時	令和7年2月13日（木）14:30～16:30
場 所	朝来市役所西館2階201会議室
出席者	懇話会委員：柏木委員（地域再生アドバイザー） 公募：大槻委員（公募） 元地域おこし協力隊：中島委員（地域再生アドバイザー） 地域担当職員：種谷委員（朝来地域自治協議会） 市関係課：和田課長（企画総務部総合政策課）、馬袋副課長（企画総務部総合政策課）、 岸下課長補佐（まちづくり協働部生涯学習課）、小山課長（健康福祉部社会福祉課）、 石田課長補佐（健康福祉部社会福祉課） 事務局：足立高光課長（まちづくり協働部市民協働課/和田山地域振興課）、坂本副課 長、高階係長（以上、市民協働課）、谷田課長（生野支所）、小西課長（山東支所）、 足立尚幸課長（朝来支所） 支援業者：戸田、伊木（以上、丹波ひとまち支援機構）

1. 開会

足立市民協働課長より開会の旨、挨拶を行った。

柏木WG長が挨拶を行い、進行を引き継いだ。

2. 第3回支援体制ワーキンググループ記録の確認

坂本副課長より第3回支援体制WGの記録を確認した。【資料1】

3. 第3回懇話会の記録の確認

坂本副課長より第3回懇話会の記録を確認した。【資料2】

柏木委員：前回のWGでは指針案全体について共有されていませんでした。指針案の検討はその後の懇話会で引き継がせていただき、庁内協議を経て今回のWG開催に繋がっています。では検討事項に入ります。

3. 検討事項

1) 指針案（たたき台）全体を踏まえた支援体制の指針内容について【資料3】

坂本副課長より指針案（たたき台）の主な変更点について説明した。

柏木委員：ありがとうございます。非常に内容量が多いです。前回の第3回懇話会后、1月中は関係各課と調整をされ、意見が取り入れられていると思います。関係各課の皆さんは、趣旨や想定と相

違があれば遠慮なく発言ください。議論に入る前に不明な点や聞き逃した箇所があれば確認をしたいと思います。いかがでしょうか。最初に私から質問です。24 ページの支援体制の図についてです。スーパーバイザーは支援チームの外ではないか、など前回の第 3 回支援体制 WG の意見が反映された指針案を 12 月 26 日の第 3 回懇話会で配布されていました。その時点から今回までの間に、13 ページの関係性の図と 24 ページの支援体制の図は同じにすると決まったのでしょうか。経緯について説明がなかったので質問させてください。

坂本副課長：以前の支援体制の図は、重層的支援体制整備事業と深く関係しているものでした。重層的支援体制整備事業は令和 8 年度から本格的に稼働します。市役所でも支援体制の人員を配置する予定で進めているなど重要な事業です。以前の図では重層的支援体制整備事業に特化して他との関連が見えないという意見も出ていたので、現在の全体的な図を用いています。ただ同じ図では適切ではない可能性があるため、提案として資料 3 別紙の支援体制の図を配布しています。こちらに基づいてご意見をいただければと思います。

柏木委員：指針として 13 ページの関係性の図と 24 ページの支援体制の図が全く同じで良いのでしょうか。同じであれば 24 ページに図を入れなくても良いのではないのでしょうか。24 ページの上の文章を見ると「庁内における支援体制は、次の図・表の考え方をもとに、本庁・支所・スーパーバイザー・各部署と連携したチーム支援体制を目指します」と書かれています。支援体制 WG でこれまで 3 回議論した中で、当初市役所が中間支援組織を結成して、そこに外注することも想定していたと思います。中間支援組織が持続可能か、また継続した目指す支援が可能なのかという意見が挙がりました。支所の職員や社協のコーディネーターが地域自治協議会を丁寧に支援していく、また福祉は社会福祉課、まちづくりは市民協働課だけでやるのではなく、部署を横断して連携しながら、市役所の職員が支援していく体制を作った方が良いということが、この WG で出てきた意見です。懇話会でも同様の意見でした。今配っていただいたものが、12 月 26 日の第 3 回懇話会で配布された図です。第 3 回支援体制 WG の時点では図に支援チームの記載がなく、記載すべきではないかという意見が出たことから、第 3 回懇話会で配布された図には支援チームの枠が作られました。その図ではスーパーバイザーが支援チームの中に入っていたのですが、外部の方なので支援チームに入らないのではないかという意見をその際に出して今に至ります。確認でした。それでは協議事項に入ります。坂本副課長からお話があった 13 ページの図で「パートナー」、「市民活動団体」と「生涯学習グループ」の記載方法や表現をどうするのかも含めてご意見をいただければと思います。

坂本副課長：やはり同じ図は好ましくないので、13 ページは現在の図で議論していただき、24 ページの支援体制の図は資料 3 別紙の図で議論いただきたいと思います。

馬袋副課長：1 月の庁内調整の際は、図の左側の支援体制の中に各担当課を入れずに上の部分だけにすると意見交換された記憶があります。協働を進める課が複数あることは 13 ページで明記されるので、24 ページには所管課だけが書かれるものと判断しました。

柏木委員：結論として、13 ページと 24 ページに同じ図は使用しないということで良いのでしょうか。

坂本副課長：はい、庁内調整ですれ違いがありました。

柏木委員：では 24 ページにどのような図を載せると良いのでしょうか。

馬袋副課長：支援体制を強調したいのであれば、図の左側だけ抜き出してもいいのではないのでしょうか。

柏木委員：13 ページの関係性の図では行政側の体制が書かれていて、24 ページの支援体制の図ではその行政側がどのような支援をしていくかを具体的に示す必要があります。それが資料 3 別紙です。イメージや表現の相違、重層的支援体制整備事業のように言い過ぎではないか等、ご意見ありますでしょうか。

和田課長：資料 3 別紙の旧町域というのは和田山地域も含みますか。ここでいう支所の意味合いが和田山地域振興課を含む各支所なのか、もしくは各課と一緒に課題解決するのであれば各課なのかで支所支援体制の捉え方が変わってくると思います。

坂本副課長：庁内の部署横断連携体制を構築する中で、各支所や和田山地域振興課が各エリアの地域自治協議会の課題を吸い上げて担当課につなぐ仕組みにはなると思います。

和田課長：朝来市が合併した際、旧町で和田山以外の生野、山東、朝来は本庁から離れていることもあり、支所が必要でした。和田山地域振興課を含む各支所は、課題等の情報を集約して各課につなぐ役割と、職員の支援をする役割を担うという考え方でしょうか。

坂本副課長：はい、そうです。資料 3 別紙の図の右側で、本庁から地域自治協議会に直接伸びている矢印によって誤解を招く可能性があると思いました。

柏木委員：「支所」を「支所及び和田山地域振興課」と丁寧に書くのはいかがでしょうか。

坂本副課長：組織改編をした際に名称が変更になる可能性があります。

和田課長：本庁支援体制は総合支援で、支所支援体制は個別支援ということでしょうか。そこを分けて役割分担することがチーム支援体制だと理解しています。本庁の総合支援については想像できますが、支所の個別支援はどのようなものか疑問を持たれるのであれば、具体的に書いた方が誤解を招かないと思います。

坂本副課長：単純に、右側の支所支援体制に和田山地域振興課を追加するのはいかがでしょうか。

和田課長：指針の全体で「支所とは各支所と和田山地域振興課を含む」という定義づけをするのはいかがでしょうか。

坂本副課長：26 ページの表では、旧町という範囲が書かれているので、そちらで和田山地域振興課も含まれているように説明はできると思います。

柏木委員：本庁から右側に伸びている矢印はこのままで、和田山だけは本庁が支援を担うという伝わり方をしないように支所支援体制の表現や定義づけを整えてください。

馬袋副課長：支援体制の図について、もう一点確認です。あくまで 25～26 ページの表を説明したものとして右側の部分を捉えれば良いのでしょうか。来年度、重層的支援体制整備事業でいろんな課が地域自治協議会に関わります。それはこの図で支援チームには交わらないのでしょうか。

支援事業者（戸田）：この図にあった重層的支援体制整備事業が現在入っていないのは、前回から削除していたので入れませんでした。私は個人的に、重層は支援チームに入らないといけないと思っています。「等」と記載して含めることもできます。実際は令和 8、9 年になるとコーディネーターが支援チームに入るのではないのでしょうか。そこがはっきりしないのであれば、「等」に含めるしかないと思います。

馬袋副課長：重層はそうだとすると、他の課はいかがでしょうか。13 ページの図はあくまでも市民協働課

と支所・和田山地域振興課と地域自治協議会の関係性の表という理解にした方が良いと思います。

坂本副課長：図の見方の話ですね。

柏木委員：以前の図では確かに重層が相当大きく見えるので、社会福祉課の方が疑念を抱くのも当然だと思います。ただ地域自治協議会が福祉の役割を担うために、社会福祉課が水道や農林の管轄課よりは深く関わっていただく必要があると思います。支援チームの動き方として地域自治協議会の状況をいかに共有するかも重要です。またこの体制に誰が関わるかは地域によって違うのではないのでしょうか。旧町ごとに地域おこし協力隊の役割も違うでしょうし、中間支援を担っている人がいる場合や支所が生涯学習事業をやっているところもあるかもしれません。「等」の中身はこの状況によって違うとは思いますが、コーディネーターという役割の人材を含めた方が良いのではないのでしょうか。

石田課長補佐：私は重層の担当です。もちろん来年度から協力しながら地域づくりを進めていきますが、私の中で各地域自治協議会は福祉のことばかり考えているわけではないという認識です。高齢化に対応する取り組みをされているところ、観光に力を入れるところなど、地域自治協議会ごとに特徴がある中で福祉のことを前面に出さなくてもいいのではないかと考えています。以前の図には重層が大きく入っていましたが、支援の中のひとつが重層だというイメージが良いのではないのでしょうか。このようなことから以前の図から重層を外してほしいと話をさせていただきました。表の 25 ページには市役所内対象で「地域課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携」という表現があります。資料 3 別紙の図でも本庁と支所の支援体制があり、この支援チームに少しかかった別の枠で重層の輪が動いているイメージだと私は捉えてはいます。この支援チームの中に入っているというよりは、連携しているというイメージです。

柏木委員：資料 3 別紙の図では本庁支援体制と支所支援体制が支援チームとして機能するという表現になっています。各担当課は支援チームではないですが、連携する対象として記載されています。

石田課長補佐：そのような考え方が良いと考えています。

支援事業者（戸田）：なぜ以前の図に重層が入っていたかを説明します。当時、市民協働課ではどのように地域支援体制をつくるかを悩まれていました。社協と中間支援が地域に入ることはよく重なります。そのときに重層が始まることが決まっていた、予算があり同じようなことをやる人材がいる、これをうまく活用して支援体制をつくろうという経緯です。頑張って福祉をやりましょうというより、庁内でどのように支援体制を構築するのかを検討した際に、重要な資源なので入っていたという考え方です。そういった視点で見たときに、支援チームに入っていた方が良いのではないかという意見もあると思います。図の中に書かない場合も、そのニュアンスだけはご確認いただいて、ここに社協の生活支援コーディネーターや書きにくい場合には「その他地域支援に関わる人材」でも良いかもしれません。その中身には、動き出した後の重層支援のコーディネーターも支援チームに入ってもらいたいと現場の感覚では思っています。

石田課長補佐：期待されていることも分かりますし、そういった人材がいればとも思うのですが、朝来市も人材不足の中でその人を探してくること、また育てることが何年もかかるような作業かなと思っています。その中で重層について記載をしてしまうことに不安を感じています。

柏木委員：朝来市には生活支援コーディネーターは何名おられますか。

石田課長補佐：市全体を見ると1層が3名、旧町ごとに社協に一人ずつ2層が3名で合計6名です。

柏木委員：旧町2層の4名が支援チームに入るイメージを持っています。全国的にも社協のコーディネーターが地域運営組織の支援に関わっているケースは多いです。これは来年度どうなるかという話ではなく、10年先を見据えた指針なので書いた方が良いかもしれません。

和田課長：重層が最終的にこの指針にのっとった形で展開していくと考えると、ここはあくまで庁内体制のベーシックな部分としての分かりやすい表現で留めておいて、これをもとに重層の仕組みをしっかりとつくっていくという共通認識でいいのと思いますが、いかがでしょうか。

石田課長補佐：弱気ですみませんが、「等」にさせていただきたいです。

支援事業者（戸田）：今の生活支援コーディネーターが数年後にここに入らないでしょうか。社協の職員にもお話を聞いて、実際には区単位に入っておられるコーディネーターなので地域自治協議会に関わっていないと言っておられました。

石田課長補佐：入りやすい区には入っておられると思います。

支援事業者（戸田）：どこでもそうなりますよね。僕らも全ての区には入れないですが、今ある区単位の福祉部会等の協議体をもう少し広げて地域自治協議会単位で考えていくということはありませんでしょうか。情報共有がメインなので、メインプレーヤーではなく入っておいてもらった方がいいぐらいの感覚です。「等」で良いと思いますが、施策を進めるときには声をかけないといけないのではないかという認識でした。

柏木委員：コーディネーターの人材育成に悩んでいるのであれば、支援チームに入ってコーディネーション力や地域に関わる上でのコミュニケーションの取り方等の研修に参加して、一緒に人材育成できる可能性はあります。

和田課長：例えば防災の視点でいうと防災士など、様々な分野で重層的に関われるものがあります。それを全て記載すると書ききれません。この支援チームは行政が地域自治協議会やその他の団体と関わり、コミットしながら地域協働を進めていく、そのベースとして必要だと思います。その上で地域協働の指針に基づいて、部署横断連携をしながら体制構築を進めていくことが重要です。この図を見て各部署がどう動くか、その後のマネジメントにつながるものが大切なのではないでしょうか。

坂本副課長：実際に動き出した後にそういったものが出来上がってくると考えています。それぞれの課がどのような関わり方をするかは、支援体制の中で作っていく流れだと思います。

柏木委員：左側のオレンジ線の枠が支援体制で、各担当課はあくまで連携する体制はとらないといけませんが、支援チームには入っていません。その認識だけがまかり通ってしまうと、考え方がずれてしまう気がしています。図をこれで留めるのであれば、この図の上に文章で各部署についての記載を書き加えることも考えられます。

大槻委員：はっきりさせたいところがあります。この図の中で本庁と青く色がついているのはどこを指しているか分かりづらいと感じています。和田山に住んでいる者にとって、本庁は支所とイコールでもあります。本庁の中のどこかが担当者になっているのでしょうか。

坂本副課長：支所支援体制の中に和田山地域振興課があります。そちらは分かりやすいように表記を検

討します。

大槻委員：次に本庁から右側に伸びている支援の矢印は地域自治協議会に向かっています。その支援を地域自治協議会が受けて、市民・区や各種団体等に行く流れになっています。今、地域自治協議会で福祉に関する取り組みはほとんどされていないと思っています。ケアマネージャーと相談したり、繋いだりしながら取り組まれていると思いますが、そちらも別の動きになってくるので、この体制で支援とはどの範囲のことを言っているのかが気になっています。まちづくりに関する支援だとしても最終的には住民ひとりひとりの満足度、幸福度に関係するものなので福祉抜きには語れません。重層という言葉もありましたが、個人的にはあまり馴染みがなく分かりません。

柏木委員：現在の指針を作られてから 20 年近く経ち人口が減ることで、各地域自治協議会の中で移動や買い物の問題など生活支援をどうしていくかという福祉的課題が深刻になってきています。これは次の 10 年、より深刻になってくると思われます。その間に区で出来ることも少しずつ縮小していくので、福祉的要素を議論していく地域自治協議会は増えていくと思います。支援の内容について指針では具体的なところが書ききれないと思いますが、支援者そのものも人材不足なので個別ではなくしっかりと連携しなければいけないと思っています。

大槻委員：この資料 3 別紙の左の部署横断連携体制がすごく大事な新しい動きになると感じています。

支援事業者（戸田）：図の地域自治協議会の上に「地域自治協議会のめざす姿、役割発揮に向けた支援」という記載があります。その支援をする支援チーム、17 ページ「地域自治協議会の役割と今後の在り方」に地域自治協議会の在り方 WG で議論されたことがまとまっています。ここには地域自治協議会は今後こういったことを頑張っていく必要があるという内容が書かれています。それが形になるように支援するということなので、何を支援するのかというと、このような地域自治協議会になるための支援をします。具体的な手法は書き切れないので書けないと思いますが、例えば地域自治協議会が住民・区と行政をつなぐ役割を発揮するための支援や、対話の場作りをするための支援等です。

柏木委員：ありがとうございます。19 ページには暮らしを支える役割ということで、共助・互助の支え合いを支援すると書かれています。そういった役割です。

大槻委員：地域自治協議会の担う役割が重くなるように感じます。現状では実現が厳しいのではないのでしょうか。

柏木委員：だからこそ支援体制の強化を今回の指針に含める必要があると思っています。

大槻委員：支援だけでは難しいのではないのでしょうか。人員を派遣して常駐することを想定しなければ実現しないと思っています。

柏木委員：今までは各地域自治協議会に住民自治だからとお任せしていた部分を、あるべき方向に向かうために支援体制を強化していく必要があるのではないのでしょうか。支所あるいは市役所に配置された地域担当職員などが、どのような支援が必要かを協議する等、支援体制構築に向けて動くという宣言だと思っています。他にご意見等ありますでしょうか。

和田課長：この指針案の章立てを別表にしたのですが、第 2 章の内容量がとても多く感じました。「地域自治協議会の役割と今後の在り方」は章を分けても良いのではないかと思います。文章の中身

はそのままが良いのですが、構成に関して気になった点です。

柏木委員：おっしゃられる通りです。目次の1～2ページを見ていただくと、1ページは協働の総論と朝来市の状況が書かれています。2ページでは第2章の(3)(4)の内容が非常に多いので、全て同じ章で良いのかということです。事務局にて全体の章立てをご検討ください。結論付けたいと思います。重層・福祉の部分は何も表記せず今のままでいく、もしくは文章として補足するか、いかがでしょうか。特に社会福祉課の皆さん、いかがですか。

石田課長補佐：私としては、この図のままで良いと思っています。「チーム支援体制を目指します」と書かれている文章に少し追記してはどうかと思います。

馬袋副課長：「求められる役割」は13ページの図に書かれているので削除して、本庁と支所だけに任せるのではないということが分かるように、本庁・支所・各担当課を結ぶ円をもう少し太くするのはいかがでしょうか。

柏木委員：図の上に文章に、部署横断連携体制について、また場合によってはチーム支援体制に加わって情報共有し、支援に当たるという表現を追記するという事で、いかがでしょうか。事務局の皆さんは大丈夫ですか。24ページは資料3別紙の図に置き換えます。和田山町域については分かるように表記は検討ください。求められる役割は削除して、円を太くします。図の上の文章「チーム支援体制を目指します」の後ろに、各担当課は別ではなく時にチーム支援体制にも入りながら情報共有し、支援するという内容を加筆します。他にいかがでしょうか。

坂本副課長：13ページの図に「協働のパートナー」という表現を入れるかどうか、また図の右側の市民活動団体と生涯学習グループという表現について、市民活動団体の中に生涯学習グループも入るのではないかという意見がありました。市民活動団体の中には入りますが、今回の指針の中では生涯学習が重要であるという整理で良いでしょうか。

支援事業者（戸田）：これは市が作成した図です。

坂本副課長：フォーラムのために作図したものでした。

支援事業者（戸田）：個人的には健幸づくりについても分けているので、記載があっても良いのではないかと思います。

柏木委員：確かにおっしゃられるとおりです。7ページ「市民活動団体の定義と本指針における位置づけ」には「市民活動団体とは～健幸づくり・生涯学習活動団体、NPOなどを含めるものと定義します」と書かれています。

支援事業者：大きい市民活動団体の丸の中に、健幸づくり・生涯学習活動団体などを小さく書くこともできます。

和田課長：計画策定をする際は、ある程度文言の統一性を持って記載します。この中には市民活動団体、健幸づくり団体、テーマ型コミュニティが混在していて、言葉の使い分けが難しい部分があるので定義付けの整理が必要だと思います。全部まとめて市民活動団体と定義付けることもできるのではないのでしょうか。

柏木委員：7ページに記載のあるNPOやテーマ型コミュニティ、PTA、子ども会は入れずに生涯学習グループだけ記載するというのも違和感があります。では7ページの記載方法に合わせます。

馬袋副課長：文言の定義について確認です。まず、市民自治、住民自治、地域自治という言葉の使い分け

です。ある程度整理されていますが「市民自治のまちづくりを確立」（4 ページ 3）「朝来市自治基本条例における地域自治協議会の位置付け」の内容」というのは、説明にあったように自治基本条例にある文言です。それも尊重しつつ考えたときに、ところどころ整理されているかどうか分からない箇所もあり、地方自治法や憲法上の住民自治、団体自治で捉えるなど、人によって住民自治の捉え方が違う場合があります。今回この文章では、住民自治をどう捉えているのかを書かないと、読む人によって捉え方が異なってしまうので、文言の定義があった方がよいと思いました。もう一つ気になった言葉として地域運営、地域経営があります。朝来市では地域担当職員の要綱・規定には地域経営という言葉が使われています。他にも自治基本条例の逐条解説にも地域経営という言葉が使われていますが、地域運営よりも地域を経営する感覚を持ちましようという意味で、地域経営が使われている経緯があります。これは朝来市独自のものです。地域自治協議会が全国的に広がり、総務省が地域運営組織や地域運営という表現を使うようになったので、この指針案の文章は地域運営で統一されていると思います。ですが、たまに地域経営という言葉が登場するので、それを敢えて分けるのか、統一するのかを整理していく必要があると思います。

柏木委員：第3回懇話会でも、市民自治、住民自治、地域自治という言葉で、住民自治を使わなくても意味が通るのではないかという話が出たと思います。まだ幾つか残っていますが、そこは改めて確認いただいてよろしいでしょうか。

支援事業者（戸田）：残っているところは、引用している部分です。その整理は事務局でさせていただきます。

柏木委員：住民自治の言葉の使い方として、置き換える、もしくは引用する際も引用だと分かるようにするなど、確認をお願いします。地域運営と地域経営はどうしましょうか。事務局で意図がありましたでしょうか。

支援事業者（戸田）：これも過去の朝来市の制度とか言葉を引用している部分が地域経営という言葉で残っています。

坂本副課長：どちらかで統一できるのであれば問題ありませんが、違いを持って表現するのであれば3ページの考え方に追記するのはいかがでしょうか。

柏木委員：引用の部分もあるので、統一する、もしくは置き換えることを事務局でご検討ください。市民自治、住民自治、地域自治についても同様です。

中島委員：誤字だと思うのですが、36～38 ページ、40 ページで表の左側、区の箇所に「互助・共助」と書かれています。こちらは「自助、互助」ではないでしょうか。

支援事業者（戸田）：これは「互助・共助」です。

柏木委員：10 ページ「補完制の原則の考え方」で統一されていると思います。

中島委員：失礼しました。

大槻委員：私は公募で地域コミュニティのあり方懇話会に応募して、最終的にこのWGに参加しています。この朝来市地域協働の指針から具体的な活動が行われていくと思います。確かにとても丁寧な文章で、皆さんが一生懸命知恵を絞りながら精査されて作られています。素晴らしい内容なのですが、ワクワク感が欲しいなと感じました。このような地域づくりやってみないと地域住民

が思えるようなものをこれからどう出していくのか。あさご未来会議は自分たちで朝来市の未来について語れて、高校生と一緒にディスカッションができて、すごくワクワク感がありました。日本各地でもニュースで面白いことをしている地域があります。例えば城崎温泉では外国人がたくさん来て活気づいています。大変だけど面白い、ワクワクする、もっとやってみたいと思うような内容が必要だと思います。

柏木委員：非常に大事なご意見です。ただ指針は行政が地域自治協議会を支援していくという宣言として必要なものだと思います。ただ地域の皆さんに広めていくときには、この指針そのままでは伝わらないので、概要版やパンフレット版を作成する方法もあります。

坂本副課長：概要版は作成する予定です。ワクワク感については、各地域自治協議会が自分たちの持つ資源を使ってワクワクすることをやろうと思っていただくのが本来の姿で、その大前提として運営する基になるものとして指針があると考えています。

大槻委員：最終的には住民一人一人、誰も取り残さないように、みんなが幸せを感じるということが大事だろうと思います。朝来市に住んでよかった、面白い、楽しい、そのようなまちにするために行政と地域自治協議会が自分たちで考えながらエネルギーを持って活動することが良い関係性だと思います。総合計画でも幸せが循環するまちという表現があります。それが分かるような前書きを付けるのはいかがでしょうか。

柏木委員：概要版でワクワク感を盛り込むというのは非常に重要な指摘だと思います。地域自治協議会の方や住民の皆さんが読まれたときに、これで頑張ろうと思えるような見せ方、デザインを工夫していただく必要があります。地域自治協議会任せではありません。その点については担当課としてお願いします。

和田課長：総合計画ではウェルビーイングを高めていくことも将来像のひとつで、ウェルビーイングの源は人と人との関わりや社会との関わりです。市民協働は地域住民など多様な存在に行政が関わってみんなで推進するもので、幸福度の最たるものです。ただ傍観しているだけではなく関わった人の幸福度が上がっていることを前提に、今回の地域協働の指針をうまく市民の方々に伝える方法もあると思います。これだけでは堅い内容ですが、その裏にあるものが何なのかは総合計画の施作仕様などもうまく繋げながら説明すると分かりやすく伝わるのではないかと思います。

柏木委員：例えば概要版を総合計画と同様のデザインで作る方法もあります。そこは総合政策課の皆さんにもご協力いただいて、総合計画で出している住民の幸福につながるような形で発信していただくと良いと思います。

馬袋副課長：もう一点良いでしょうか。9ページの③に縮小する地域という表現があります。市長が1年ほど前から縮充の話をされて、今回の市政方針でもこの言葉が使われていたので、記載の必要があると思っています。

柏木委員：市長は「縮充」という言葉で表現されているのでしょうか。

馬袋副課長：はい、そう表現されていたと思います。

柏木委員：一般的ではない言葉なので、用語として「縮充」の解説が必要になってくると思います。

馬袋副課長：さらに、28、29 ページに若者や女性の参画や支援についての記載がないので記載が必要だ

と感じました。同じように、30 ページの「区への参加・活動への参加を広げるための組織づくり支援」にも「女性や若者」を言葉として表現するべきだと思っています。「多様」という表現に包含されてしまっていますが、今の市政方針からもそこは表現するべきだと思います。

柏木委員：「縮充」はもともと「縮絨ウール」から来た言葉です。縮むが、その分充実するという意味の言葉で、コミュニティデザイナーの山崎亮さんが「縮絨ウール」から言葉を得て、人口が減って縮んでいくが、むしろ充実してどう暮らしを豊かにするかを考えなくてはいけないということを出崎さんが数年前に本を書かれています。佐用町でも今「縮充のまちづくり」が町長方針で進んでいます。朝来市でも市長が使い始めておられるということですので、「縮充」という言葉を使うのかどうかも含めてご検討いただければと思います。

馬袋副課長：若者や女性についての記載ですが、14 ページの②区や③地域自治協議会にも男女の役割の固定化の解消に向けた取組の必要性に関する記載があるべきだと思っています。さらに①市民に生涯学習の視点を入れて、学びを地域に還元していくなどの表現を入れると、より分かりやすくなるのではないかと思います。

柏木委員：これまでの男性が外で女性は家で、といった考え方が地域自治協議会や区の活動にも影響するという点、私も同感です。その部分をしっかり記述して、これからは女性や若者が活動しやすい地域づくりが必要だと感じます。その記述を 14 ページ、28～30 ページでも記載するという認識でよろしいでしょうか。

大槻委員：自ら活動を辞めてしまう、消極的な人が多いように感じます。「食事の準備があるから参加できません」ではなく、それは男女関係なく出来ることです。そういった協力体制をつくるということが大事だと思います。

柏木委員：ジェンダー的なケアの役割を女性に押しつけているなど、男女共同参画の考え方そのものが地域自治協議会や区の活動をしづらくしているのは事実だと思います。例えば子どもを連れて来て良いと伝えることなどが求められるので、環境づくりも含めて課題として触れる必要があります。14 ページにそういった文言を追記して、支援をしていくということで大丈夫でしょうか。さらに「生涯学習の学びを還元していく」という内容を同じく 14 ページ①に入れるということで大丈夫でしょうか。18 ページ「まちづくりに多様な人たちが関われる運営」というところで、今回新たに在住外国人が追記されました。さらに障がい者も追記すべきではないでしょうか。障がい者の方々もまちづくりに関わりが持ちづらいので、関わりやすい環境をつくっていく必要があります。他はいかがでしょうか。

種谷委員：2「地域協働を進めるために」がやはり長いと感じるので、章を分けた方が良いと思います。さらに 2（3）1）の「求められる役割」も長いので読みづらいと感じました。

柏木委員：章立ては改めてご検討いただいてもよろしいでしょうか。

馬袋副課長：もう一点よろしいでしょうか。4 ページ 3）で「朝来市自治基本条例における地域自治協議会の位置付け」を整理されていて、地域協働の指針の改正でどうすれば良いかと思うことがあります。基となった現在の地域協働の指針には、地域自治協議会が「地域協働の基盤」として位置づけられています。その位置付けが今回の地域協働の指針では一切出てきていないので、どう整理をするのが気になるところです。14 ページでは「地域自治のパートナーとして位

置づける」という表現が出てきます。たくさんある地域自治のパートナー中でも地域自治協議会は基盤だという整理だったと思います。「パートナー」なのか「地域協働の基盤」なのかを整理する必要があるのではないのでしょうか。

坂本副課長：以前は13ページの図に「地域協働のパートナー」という記載がありました。整理が必要というご意見もあって今は消えています。図の中で整理すべきか、もしくは文言として入れる方が良いのか、ご意見いただければと思います。

馬袋副課長：例えば12ページ「協働のパートナーとして位置づけ」より「基盤」の方がスムーズに読めます。

坂本副課長：パートナーであり、基盤であるので両方だと思っています。

柏木委員：協働のパートナーは地域自治協議会だけではなく、市民活動、NPO、市民そのものもパートナーということが協働の考え方です。その中でも地域自治協議会は協働を支える基盤だという捉え方をしていたが、ここでは単純に「パートナー」で良いのか、市民協働課で改めて検討いただきましょうか。

馬袋副課長：もしくは表現的に「パートナーの一つとして位置づけ」だったら分かります。パートナーは地域自治協議会だけと捉えられるのも良くないのではないのでしょうか。

支援事業者（戸田）：指針4ページ『「地域協働」の定義』では「区・地域自治協議会・行政の関係性について定義するもの」と言い切っているので、地域協働のパートナーは地域自治協議会だけです。そこは一度議論しました。協働のパートナーは他にもいるとなると全て崩れていきます。基盤にするのであれば基盤、パートナーであれば地域自治協議会だけとしてもらわないと、協働の指針をつくり直さないといけなくなりますので、そこはもう一度整理していただきたいと思います。この定義づけを前提にすると、「地域協働の基盤」に置き換えるのであれば、問題ないと思いますが、「パートナー」という言葉が他にもいくつか出てきていますか。

馬袋副課長：12ページの他に、14ページにも文章的には出てきています。

柏木委員：市民活動団体やNPOを含めた協働の指針なのか、地域自治協議会に関する協働の指針なのか、この指針改定の位置づけはどこかが当初の議論でした。そこを整理するために、冒頭の指針の位置づけが書かれていると思います。協働は一般的に市民との協働を含めますが、この地域協働の指針はコミュニティだけを指すということを定義づけされています。そうしたとき文言の「パートナー」という文言をどうするのかを改めて整理いただきたいです。

坂本副課長：整理をさせていただきます。

柏木委員：皆さん、よろしいでしょうか。3月に最後の懇話会があります。それまでに修正した指針案を送っていただけますか。今日のお話を受けて結論としてこう修正したということをメールで送っていただいて、関係各課の皆さんもそこでご確認いただければと思います。

4. 確認事項

坂本副課長より第4回懇話会について説明を行った。

5. 今後の予定

坂本副課長より今後の予定について説明を行った。【資料4】

6. 閉会

柏木 WG 長が挨拶を行い、閉会した。

